

佐賀県海岸漂着物対策推進地域計画の概要

佐賀県海岸漂着物対策地域計画策定の目的

本県の海岸の自然的、社会的特性を踏まえた総合的かつ効果的な海岸漂着物対策を推進するため、海岸漂着物処理推進法第14条の規定に基づき「佐賀県海岸漂着物対策地域計画」を策定するものである。

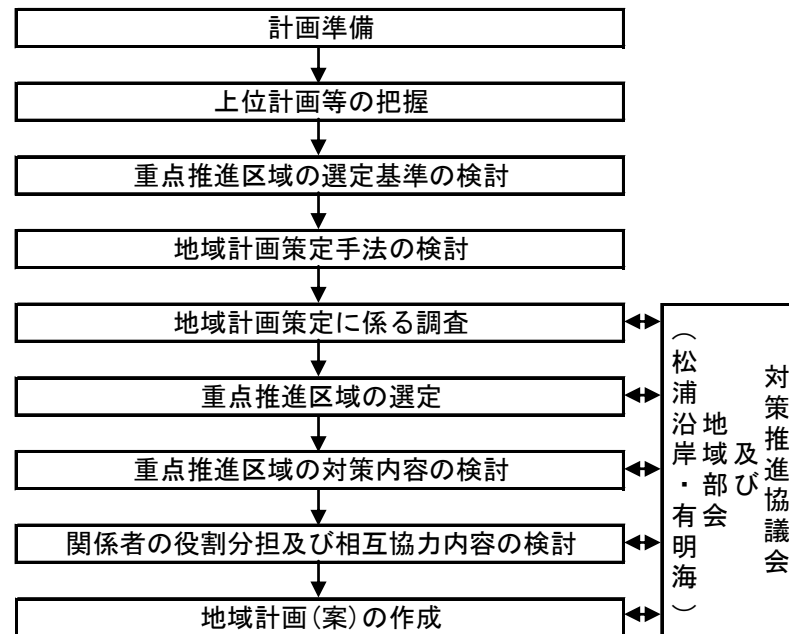
○海岸漂着物対策の推進に関する政府の基本的な方針

- 海岸漂着物等の円滑な処理とその発生抑制を施策の両輪として講ずること
- 関係者の相互協力が可能な体制づくりや、民間団体等との連携、協力、支援を通じて、多様な主体の適切な役割分担と連携の確保を図ること
- 周辺国との間で国際的な協力の推進を図ること

○地域計画の基本的な考え方

- 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容
- 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項
- 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

地域計画の作成過程



海岸漂着物の現状

○有明海沿岸

- 降雨時における河川の出水に起因した河川由来の漂着物が大半を占める。
- 有明湾の流動特性(反時計回り)によって有明海沿岸全域に拡散し、潮汐・風向の影響により漂着。
- 漂着物は、その大半が葦くずや流木などの自然系。ペットボトルやポリタンクなどの生活系も混在。
- 有明海沿岸の水産業への妨げ、希少な生物及び景観に影響。
- 現在、自治体や漁業者、あるいはボランティア等により回収・処分がなされているが、漂着物の回収は、恒常的かつ十分な予算措置及び体制がなされていないことから、その対応に苦慮している。

○松浦沿岸

- 降雨時における河川の出水に起因した河川由来の漂着物が大半を占める。
- 漂着物の内訳：大半が葦くずや流木などの自然系。ペットボトルやポリタンクなどの生活系も混在。
- ハングル文字の書かれたプラスチックゴミや注射器等の医療廃棄物などの周辺国から排出されたと思われる漂着物も見受けられる。
- 沿岸の水産業への妨げ、希少な生物、景観及び夏期に盛況となる海水浴等の観光資源に影響。
- 現在、自治体や漁業者あるいはサーファーなどのボランティア等により回収・処分がなされているが、恒常的かつ十分な予算措置及び体制がなされていないことから、その対策に苦慮している。

佐賀県における海岸漂着物対策の基本的方向

海岸漂着物の円滑な処理

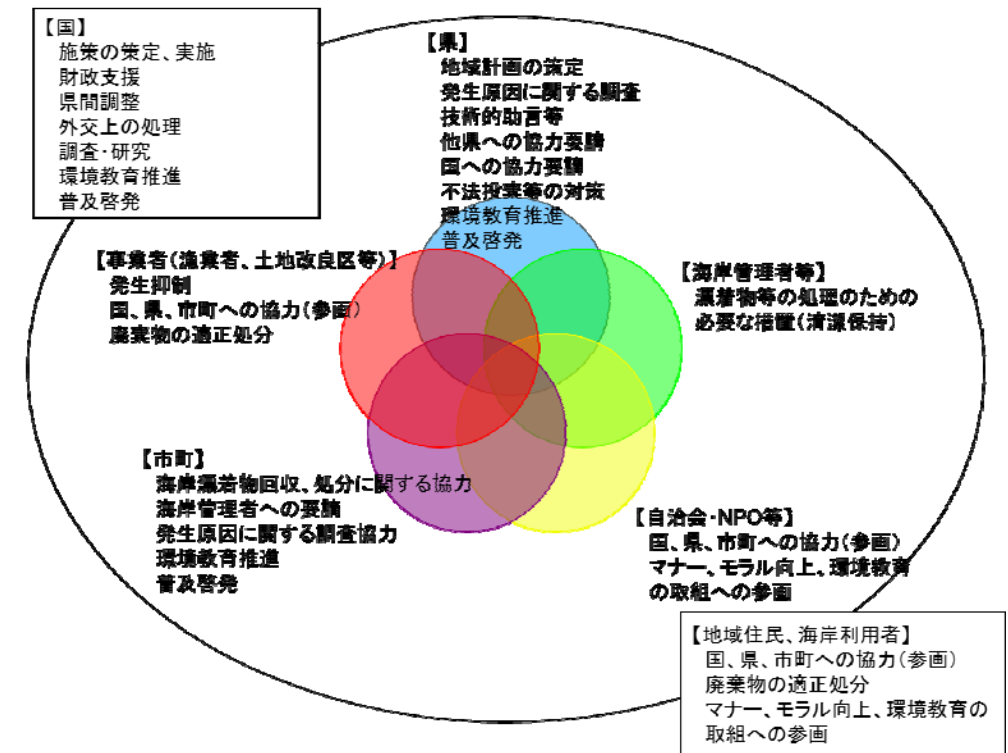
大量の海岸漂着物により、海岸の清潔の保持に支障が生じている場合、海岸管理者、市町などは海岸の清潔の保持に努めるとともに、連携・協力して海岸漂着物の円滑な処理を行うものとする。

海岸漂着物等の効果的な発生抑制

広く県民全体が当事者意識をもって自主的かつ積極的に取組を行うように環境保全に対する意識を高める必要があり、自らが海岸漂着物の発生源とならないように努めることが重要である。

多様な主体の役割分担と連携の確保

地域計画における海岸漂着物対策は、海岸漂着物の回収・処分について中心的な役割を果たす者と、これに連携・協働する関係者との適切な役割分担と連携により効率的、効果的な対策を推進するものとする。



海岸漂着物対策に係る関係者の役割と関係

海岸漂着物対策を重点的に推進する区域(重点区域)

佐賀県における重点推進区域の選定

選定基準

重点推進区域として選定する箇所は、その海岸において、関係者の役割分担に基づく漂着物対策(回収・処分、発生抑制、啓発活動等)が既に実施されている、又は今後実現性が高い海岸とし、下記のA～Eの5タイプのいずれかに該当する区域とする。

- A) 海岸の利用状況や地域の経済活動において重要であり、海岸漂着物等の処理等を重点的に行うことが必要な海岸(海水浴場、公園区域、観光レクリエーション、漁場等)
- B) 良好な景観や生態系等、海岸の優れた自然環境を保全するため、海岸漂着物等の処理等を重点的に行うことが必要な海岸(天然記念物・絶滅危惧種・希少種等の生息域)
- C) 広域の公共用水域であってほとんど陸岸で囲まれている海域(以下「閉鎖性海域」といいます。)に位置する海岸であって、周辺の県から現に大量の海岸漂着物が漂着し、又は今後大量の漂着が見込まれる海岸(県境が河川となっている河口域)
- D) 周辺国からと思われる大量の海岸漂着物等が現に漂着し、又は今後大量の漂着が見込まれる海岸
- E) 災害に起因する大量の海岸漂着物等の発生が過去に頻繁に生じているなど、状況を総合的に勘案した上で、海岸漂着物等の処理等を重点的に行うことが必要な海岸(出水後に大量の漂着物が回収・処理された実績のある海岸)

なお、重点推進区域の選定においては、特に以下の項目に注目して整理を行う

- ・ 海岸漂着物の実態(定量的なデータ(漂着物の量、種類)が明確でその回収・処分に苦慮していること
- ・ 将来も頻繁に発生する可能性があること
- ・ 海岸漂着物による具体的な被害状況が実態として存在し、海岸漂着物対策を推進する必要性が高いこと

選定方法と選定結果

選定に際しては、海岸漂着物に関してこれまで実施されてきた既存の調査結果の分析と共に、今回関係機関に対してアンケートを実施し、選定基準に該当する海岸を抽出することとした。

重点推進区域に関する海岸漂着物対策の内容

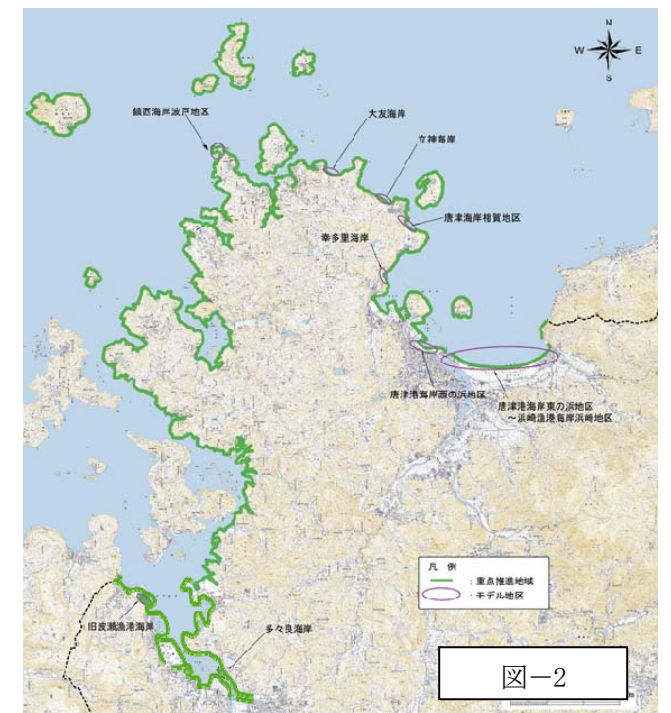
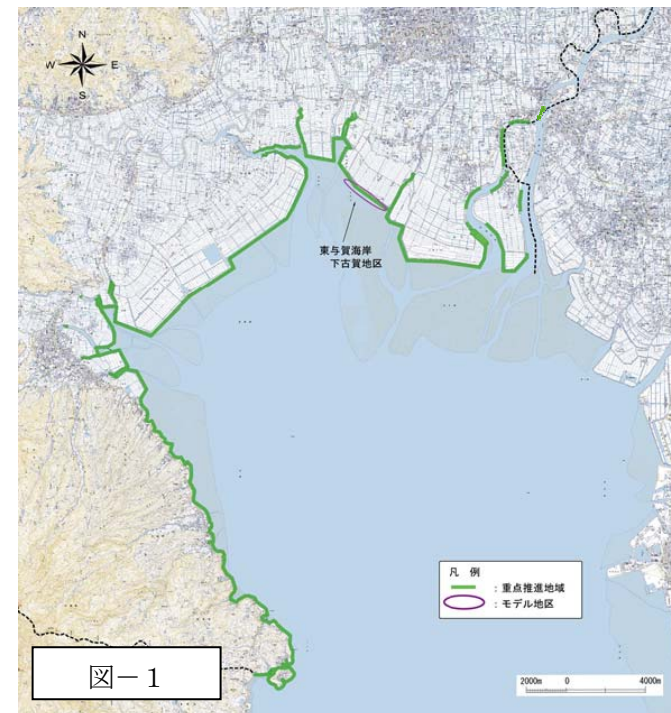
重点推進区域における海岸漂着物の回収・処理対策はこれまで実施されてきた取組をより効果的に継続していくこととする。そのために、これまでの取組内容、実施体制(役割分担等)等について問題点を抽出し、改善すべき課題を明確にして取り組んでいく必要がある。

その他

- ・ モニタリングの実施
- ・ 災害等の緊急時による対応
- ・ 地域計画の進行管理・見直し

重点推進区域

沿岸名	市町	対象海岸	選定基準該当項目	モデル地区海岸
有明海沿岸	佐賀市	図-1で示す区域	A, B, C, E	東与賀海岸下古賀地区
	小城市			
	白石町			
	鹿島市			
	太良町			
松浦沿岸	唐津市	図-2で示す区域	A, B, D	唐津港海岸東の浜地区～ 浜崎漁港海岸浜崎地区
			A, B, D	唐津港海岸西の浜地区
			A, D	幸多里海岸
			A, B	唐津海岸相賀地区
			A, D, E	立神海岸
			A, D	大友海岸
			A, D	鎮西海岸波戸地区
			A	
			B, C, D	多々良海岸
	B, C, D		旧波瀬漁港海岸	
	玄海町			
	伊万里市			



重点推進区域

(左:有明海沿岸、右:松浦沿岸)